



②1 精神障害者地域活動

支援センターあけぼの  
精神に障害のある方が地域で生活する上で生じるさまざまな問題について、共に考え、必要な援助を行います。

精神障害者地域活動支援センターあけぼの  
潮市鶴ヶ曾根1130  
998・0852

②2 埼葛南障害児(者)療育支援センター

身体障害児・重症心身障害児(者)、知的障害児(者)の地域での生活を支えることを目的とした相談支援を行っています。内容によっては専門スタッフ(医師・看護師・訓練士(理学・作業・言語))

②3 福祉作業所

市内在住の15歳以上の心身に障害のある方で、自宅から通所ができ、作業および集団生活が可能と思われる方  
在宅の心身障害者の方々に作業を通じて自立への援助を図り、社会参加への自信を深めていくことを目的としています。市内には、「やまびこ福祉作業所」「わかくさ福祉作業所」「虹の家」「工房

の対応もあります。  
埼葛南障害児(者)療育支援センター  
越谷市越ヶ谷4-1-1  
越谷市中央市民会館4階第5相談室  
TEL 960・7341

②4 障害児(者)生活サポート事業

市内に登録した団体が、在宅の障害児(者)または家族の必要に応じて身近な場所で一時的に送り迎え(自宅等と預かり場所の一定区間の送迎サービス)を行います。年間150時間以内(年度途中の登録は月数×12・5時間の間)の利用ができ、利用料は1時間当たり700円です(18歳未満の場合は保護者の前年所得に応じ

た負担額)。  
現在、「八潮市手をつなぐ親の会(一時預かり・送迎を実施)」「ともにすてっぷ(一時預かりを実施)(草加市内)」が登録されています。  
※利用者登録は、障害福祉課で受け付けています。

②5 ふれあい療育相談

特別支援学校(養護学校)または特別支援学級に通っている小学1年生から小学3年生までの児童とその保護者

②6 職親制度

知的障害者を一定期間登録された職親に預け、技能習得や生活指導を行います。

※簡単な状況調査および個別面談を実施します。

手当・年金等

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 453・4288  
③1 は子育て支援課児童給付係 TEL 209  
③2・③3 は国民年金課国民年金係 TEL 212

②7 在宅重度心身障害者手当

市内に居住する障害者(児)で、身体障害者手帳が1、2級、療育手帳がA、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障害者手当、障害児福祉手当等を受けていない方に支給されます。ただし、施設に入所している方は除きます。また、受給者が住民税を課されていない方は支給が停止されます。

内 月額5000円を毎年9月・3月に支給します。

②8 特別障害者手当

20歳以上であって精神

③0 特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している保護者の方  
① 身体に重・中度の障害または長期にわたり安静を要する状態にある方  
② 精神の障害であって①と同程度の状態にある方  
③ 身体または精神の障害が重複する場合であって、①または②と同程度の方  
※所得制限があります。

内 月額2万6440円を年4回(2月、5月、8月、11月)支給します。  
※所得制限があります。

③1 児童扶養手当

父親がいないか、または父親に一定の障害がある場合(年金を受給していない)で18歳未満(一定の障害がある場合は20歳未満)の子どもがいる場合に支給されます。  
内 支給額は要件によって異なりますので子育て支援課でご確認ください。  
※所得制限があります。

内 1級/月額5万7500円、2級/月額3万3800円

③2 障害基礎年金

国民年金法で定める障害の程度が1級または2級(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の程度とは異なります)に該当する方

内 1級/月額9万9100円、2級/月額7万2100円

③3 特別障害給付金

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生  
② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金制度等の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限りません。

